

三菱UFJ ライフセレクトファンド(成長型)

投資信託協会分類：追加型投信 / 内外 / 資産複合 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

リスクの軽減に努めつつ中長期的に着実な成長を図ることを目標として運用を行います。なお、運用にあたりましては、ベンチマークに連動する投資成果を目指します。当ファンドの基準ポートフォリオは、以下の通りとします。

三菱UFJ トピックスインデックスマザーファンド受益証券50%
 三菱UFJ 国内債券マザーファンド受益証券17%
 三菱UFJ 外国株式マザーファンド受益証券25%
 三菱UFJ 外国債券マザーファンド受益証券5%
 基準ポートフォリオは原則として年一回見直すこととします。

(三菱UFJ トピックスインデックスマザーファンド受益証券)
 東証株価指数(TOPIX)に連動する投資成果を目指します。
 (三菱UFJ 国内債券マザーファンド受益証券)
 NOMURA-BPI総合指数に連動する投資成果を目指します。
 (三菱UFJ 外国株式マザーファンド受益証券)
 MSCI コクサイインデックス(除く日本 円換算ベース)に連動する投資成果を目指します。
 (三菱UFJ 外国債券マザーファンド受益証券)
 シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)に連動する投資成果を目指します。

資金動向、市況動向等の事情によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

2.主要投資対象

三菱UFJ トピックスインデックスマザーファンド受益証券
 (マザーファンドはわが国の株式が主要投資対象)
 三菱UFJ 国内債券マザーファンド受益証券
 (マザーファンドはわが国の公社債が主要投資対象)
 三菱UFJ 外国株式マザーファンド受益証券
 (マザーファンドは日本を除く世界各国の株式等が主要投資対象)
 三菱UFJ 外国債券マザーファンド受益証券
 (マザーファンドは日本を除く世界各国の公社債が主要投資対象)
 なお、株式、公社債に直接投資することもできます。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の90%以下とします。外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。その他の投資制限もあります。

4.ベンチマーク

東証株価指数(TOPIX)50%、NOMURA-BPI総合指数17%、MSCI コクサイインデックス(除く日本 円換算ベース)25%、シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)5%、短期金融資産(有担保コール(翌日物))3%で組み合わせた指数を合成ベンチマークとし、当該ベンチマークに連動する投資成果を目指します。

5.信託設定日

2000年8月18日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社との合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)
 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
 このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

8.決算日

原則5月20日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

信託財産の純資産総額 × 年0.864%(税抜 年0.8%)

内訳：

委託会社	販売会社	受託会社
年0.2808%	年0.4968%	年0.0864%
(税抜 年0.26%)	(税抜 年0.46%)	(税抜 年0.08%)

10.信託報酬以外のコスト

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

(*)「信託報酬以外のコスト」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。「三菱UFJ ライフセレクトファンド(成長型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(従前の証券取引法)(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三菱UFJ ライフセレクトファンド(成長型)

投資信託協会分類：追加型投信 / 内外 / 資産複合 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

13.お申込手数料

ありません

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません

16.収益分配

毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象収益等が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、収益分配金は、原則として再投資されます。

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある時は、取得申込・解約請求の受付を中止等することがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問合せ下さい。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額 × 保有口数

解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は、10,000で除して下さい。

22.委託会社

三菱UFJ国際投信株式会社

(信託財産の運用指図等を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の管理業務等を行います。)

再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因

当ファンドへの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

市場リスク

(価格変動リスク)

当ファンドは、株式や公社債を実質的な主要投資対象とし、合成ベンチマークに連動する投資成果をめざしていることから、株式や公社債の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債の価格・合成ベンチマークが下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

(為替変動リスク)

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債は外貨建資産ですので、為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

留意事項

・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。

・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のペビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

・当ファンドは、合成ベンチマークの動きに連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因により乖離が生じることがあります。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。「三菱UFJ ライフセレクトファンド(成長型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(従前の証券取引法)(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。